

「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（第1版及び第1版第2刷）」

正誤表

	正	誤
P20	「◇対象施設及び規模一覧」 官公署、銀行等 理髪店等のサービス業の店舗	「◇対象施設及び規模一覧」 官公署 理髪店、銀行等のサービス業の店舗
P20	注3：規則で定めるものを除く。（乳児院、…	注3：規則で定めるものを除く。（乳幼児、…
P20	◇整備基準の付加（右表） 1箇所以上の階段については、 <u>回り階段</u> とせず、	◇整備基準の付加 1箇所以上の階段については、 <u>周り階段</u> とせず、
P22 ~ P29	正誤表4ページ以降	
P60	(1) ア 備考 図1、図5、図7	(1) ア 備考 図1、 <u>図2</u> 、図5、図7
P60	(1) イ 備考 図7、 <u>図8</u>	(1) イ 備考 <u>図5</u>
P60	(1) ウ 備考 <u>図5</u>	(1) ウ 空欄
P61	図2 (2) ア	図2 (1) ア
P62	(2) ア 備考 図1、 <u>図2</u> 、図7、図8	(2) ア 備考 図1、図7、図8
P62	(2) イ 備考 図1、図5、 <u>図6</u> 、 <u>図7</u> 、 <u>図8</u> 、7の項P80参照	(2) イ 備考 図1、図5、 <u>図6</u> 、7の項P80参照
P62	(2) ウ 備考 図1、図5、 <u>図7</u> 、 <u>図8</u>	(2) ウ 備考 図1、図5、図7
P63	図4 インターフォンのある玄関扉の場合 (※ 15の項参照)	図4 インターフォンのある玄関扉の場合
P64	図5 (1) (2) <u>ウ</u>	図5 (1) (2) <u>イ</u>
P66	(8) 備考 <u>図1</u>	(8) 備考 空欄
P67	図1 (8) <u>車いす</u> 転回スペース150cm程度	図1 車いす転回スペース150cm程度
P69	図2 可動しやすい専用駐車場案内板の例 (※ 12の項参照)	図2 可動しやすい専用駐車場案内板の例
P70	(1) イ 備考 図1	(1) イ 備考 図1、 <u>図3</u>
P70	(1) ウ 備考 図1、図7、1の項P60参照	(1) ウ 備考 図1、 <u>図3</u> 、図7、1の項P60参照
P73	図3 (1) ウ … <u>150cm程度</u> × <u>150cm程度</u> …	図3 (1) ウ … <u>140cm以上</u> × <u>140cm以上</u> …
P79	図1 「踊り場の下端部分の点字ブロック」を削除	図1 踊り場の下端部分の点字ブロック
P79	図3 ♡ 両側に5cm以上の立上り	図3 両側に5cm以上の立上り
P82	(1) ク 出入り口の戸の音声 <u>装置</u>	(1) ク 出入り口の戸の音声 <u>統治</u>
P83	図5 (図の点字表示) 「閉」 ⠠⠠⠠⠠ (シマル) または ⠠⠠⠠⠠ (シメ)	図5 (図の点字表示) 「閉」 ⠠⠠⠠⠠ (チマル)

	「開」 ⠠⠠⠠⠠ (ヒラク) または ⠠⠠ (アケ) 「非常呼」 ⠠⠠⠠⠠ (ヒジョー)	「開」 ⠠⠠⠠⠠ (ミラク) 「非常呼」 ⠠⠠⠠⠠ (ヒロソウ)
P84 ~ 86	(1) ア〜ケ 備考に、図9を追加。	(1) ア〜ケ 備考
P84	(1) エ 備考 (洗面器) ・洗面器の水栓は…	(1) エ 解説 (洗面器) ・洗面所の水栓は…
P84	図1 (1) キ 床面は滑りにくい仕上げ	図1 (1) ウ 床面は滑りにくい仕上げ
P84	図1 (1) ア 出入口は、有効幅員80cm以上とすること ハトマーク 有効幅員90cm以上 (1) イ 便房の戸は、開閉時間の調整ができること	図1 (1) ア 出入口は、有効幅員80cm以上とすること ハトマーク 有効幅員90cm以上 ハトマーク 便房の戸は、開閉時間の調整ができるもと
P84	図2 表示 (国際シンボルマーク) (だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示、図3参考)	図2 表示 (国際シンボルマーク)
P86	(1) キ 備考 図1	(1) キ 備考 空欄
P87	図9 洗面器	図9 手洗器
P88	(2) カ 備考 図10、図11	(2) カ 備考 図11
P89	図10 (2) カ 障害者等が…	図10 (2) オ 障害者等が…
P90	(1) 備考 図2、図4、図5、図7、図9 1の項P60参照	(1) 備考 図2、図4、図5、図9 1の項 P60参照
P94	(3) 備考 空欄	(3) 備考 図2
P97	図5 70cm程度	図5 90cm程度
P105	図2 廊下と踊場に点字ブロックあり	図2 廊下と踊場に点字ブロックなし
P108	(1) 主たる経路の視覚障害者用誘導ブロックの敷設等	(1) 視覚障害者用誘導ブロックの敷設等
P110	(2) その他の視覚障害者用誘導ブロックの敷設	(2) 傾斜路等の敷設
P110	(2) イ 傾斜路の踊場	(2) イ 踊場
P110	(2) エ 階段の踊場の上端	(2) エ 階段の上端及び下端
P119	…ただし、新たに建設若しくは大規模な改良にあたっては、別表第2の2の表1の項(1)から(3)まで及び2の項に規定する整備項目に係る部分に限ります。…	…ただし、新たに建設若しくは大規模な改良にあたっては、別表第2の2の1の(1)から(4)並びに同表の3の(1)及び4の(1)に規定する整備項目に係る部分に限ります。…
P163	図1 (1) ク 路面は滑りにくい仕上げ	図1 (1) ケ 路面は滑りにくい仕上げ
P164	(1) ク 備考 図1	(1) ク 備考 空欄
P166	(5) 踏面の仕上げ	(5) 路面の仕上げ
P196	1 この規則は、平成21年10月1日から施行	この規則は、平成21年10月1日から施行す

	<p>する。</p> <p><u>2 この規則の施行の日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請がされた指定施設（以下「確認申請施設」という。）及びこの規則の施行の際現に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定による協議が行われている指定施設（以下「協議施設」という。）に係る同項の規定による協議については、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 確認申請施設、この規則の施行の日前に神奈川県福祉の街づくり条例の一部を改正する条例（平成20年神奈川県条例第61号）による改正前の条例第15条第1項の規定による請求があった公共的施設等及び協議施設に係る条例第12条第2項に規定する規則で定める整備基準については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>る。</p>
P280	<p>発行日 平成21年11月30日 第1版 平成22年3月15日 第1版 第2刷</p>	<p>発行日 平成21年11月30日</p>

※ 第1版第2刷をご購入の方は、網掛け部分が修正箇所になります。「P22～P29」のうち、「P28」に修正箇所があります。

次ページ以降は、

公共的施設（公共交通機関の施設を除く。）の項目適合表を掲載しています。

「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック」P22～29を差替えてご利用ください。

公共的施設（公共交通機関の施設を除く。）の項目適合表（●はバリアフリー法による移動等円滑化基準・

整備項目			対象施設		教育文化施設						
			例示	官公庁		学校等		図書館博物館等		動物園等	
				第3章及び第4章の対象規模等	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章
網掛けは政令準拠、E V は別途要件あり				全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上
敷地内通路	一般	(1)	ア 表面の滑りにくい仕上げ								
		イ 段の構造（手すり、識別しやすさ、つまづきにくさ）									
		ウ 傾斜路の構造（手すり、識別しやすさ）									
		エ 有効幅員140cm以上	●	●	●	●	●	●	●	●	
	主たる経路	(2)	イ 段を設けない、傾斜路の構造								
		ウ 傾斜路の構造（幅140cm以上、勾配1/12以下等）									
		エ 戸の構造（ア 幅員 イ 構造、前後に水平面）									
		オ 排水溝の溝ふたの構造	○		○		○				
傾斜路（段の代替又は併設）	一般・主たる経路	(1)	有効幅員120cm以上	●	●	●	●	●	●	○	
		(2)	縦断勾配12分の1以下	●	●	●	●	●	●	○	
		(3)	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置								
		(4)	両側側壁等	○		○		○		○	
		(5)	手すり設置								
		(6)	表面の滑りにくい仕上げ	●	●	●	●	●	●	○	
		(7)	前後の廊下等と識別しやすさ（明度差等）								
		(8)	傾斜路の端部の構造	○		○		○		○	
再	傾斜路の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック	●	●	●	●	●	●	○			
駐車場	区画		車いす使用者用区画の設置 1以上	●	●	●	●	●	●	○	
			駐車区画の設置 100台超えの場合1/100以上	○		○		○		○	
		(1)	幅350cm以上	●	●	●	●	●	●	○	
(2)	居室に近い場所に設置										
出入口等	主入口	(1)	ア 有効幅員90cm以上	●	●	●	●	●	●	○	
		イ 段を設けない	●	●	●	●	●	●	○		
		ウ 戸の構造（通過しやすい構造、前後に水平面）									
	エ 床面の滑りにくい仕上げ	○		○		○					
その他	(2)	①主たる経路を構成する(1)以外の出入口（有効幅員80cm以上、(1)イ～ウ適合）	●	●	●	●	●	●	○		
		②屋外もしくは駐車場へ通ずる(1)以外の出入口	○		○		○				
		①②ともに(1)エ適合（床面仕上げ）	○		○		○				
廊下	一般	(1)	床面の滑りにくい仕上げ								
		再	階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック	●	●	●	●	●	○		
	主たる経路	(2)	ア 有効幅員120cm以上								
		イ 段を設けない									
		ウ 50m以内ごとに車いすの転回可能箇所									
		エ 手すり設置	♡		♡		♡		♡		
オ 戸の構造（通過しやすい構造、前後に水平面）	●	●	●	●	●	●	○				
階段	一般	(1)	回り段としない								
		(2)	つまづきにくい構造								
		(3)	手すり設置（踊場含む）	●	●	●	●	●	○		
		(4)	表面の滑りにくい仕上げ								
		(5)	段の識別しやすさ（明度差等）								
	再	段部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック									
エレベーター	住宅・事務所・工場は、4階以上、共同	(1)	ア かご・昇降路入口有効幅員80cm以上	●	●	●	●	●	●	○	
			イ かご幅140cm×奥行き135cm以上、車いす回転可								
			ウ 戸の構造、開閉時間制御	○		○		○		○	
			エ かご内に手すり、鏡設置								
			オ かご内・ロビーに利用しやすい制御装置								
			カ 制御装置への点字等付設								
			キ かご内に停止予定階等表示装置								
			ク 停止予定階・出入口閉鎖の音声案内装置	●	●	●	●	●	●	○	
			ケ 乗降ロビーにかごの昇降方向表示装置								
			コ かご又はロビーに昇降方向音声案内装置								
サ 乗降ロビーは水平、150×150cm以上											

移動等円滑化経路等の基準適合、○は規則独自の基準適合、△は整備に努める規定、♡は望ましい水準

		医療施設				福祉施設				商業施設						駐車場		
集会場公会堂等		病院診療所				一部児童福祉施設		その他福祉施設		公共事業所		金融機関		物販店、飲食店、サービス業店舗等		駐車場		
第3章	第4章	第3章			第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	
全て	500㎡以上	無床500㎡未満	無床500㎡以上	有床	500㎡以上	全て	—	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	200～500㎡未満	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	2000㎡以上
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●

整備項目		対象施設		教育文化施設											
				官公庁		学校等		図書館博物館等		動物園等					
		例示		第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章				
				全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上				
網掛けは政令準拠、E V は別途要件あり		みんなのトイレ (1)	みんなのトイレを1以上設置（基準ア〜ク）		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			政令の車いす使用者用便房及びオストメイト対応便房を1以上配置												
			ア 出入口有効幅員												
			イ 戸の構造		○		○		○		○				
			ウ 床面仕上げ												
			エ 腰掛便座、4（2）の出入口												
			オ 男子用小便器の構造		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
			カ 障害者等が円滑に利用できる洗面器		○		○		○		○		○		
			浴室、シャワー室		1以上設置										
					(1) 出入口の構造		♡		♡		♡		♡		
(2) 浴槽、シャワー、手すり等の配置															
(3) 車いす使用者用空間確保															
(4) 床面仕上げ															
客室		1以上設置													
		100超えの場合1/100以上													
		(1) 出入口の構造													
		(2) 床面仕上げ、手すり、空間、ベッドの高さ													
		(5) 便所の構造													
		(6) 浴室、シャワー室の構造													
		(7) 客室													
客席、舞台		(1) 2席以上設置（500席以上では1/200以上）		○		○		○		○					
		ア 1席あたりの寸法、床面仕上げ、通路の構造													
		(2) 舞台への通路の構造													
標識・案内設備		(1) 駐車区画、E V、便所に標識の設置		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		施設に案内板を設置													
		ア 駐車区画、E V、便所の配置を示す案内板の設置													
		イ E V、便所の配置を点字等で表示													
(3) (1)、(2)の表示にあたり色覚障害者配慮		○		○		○		○		○					
設備導		(1) 非常口の構造		○		○		○		○					
		(2) 非常口等の点滅灯設置		△		△		△		△					
		(3) 一斉放送設備の設置													
カウンター等		(1) カウンター等の構造		○		○		○		○					
		(2) 公衆電話等の構造													
視覚障害者の円滑利用		(1) 道等から12の案内設備等への経路の整備													
		ア 誘導用ブロックの敷設又は音声その他誘導設備		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		イ 敷地内通路への点状ブロックの付設													
		点状ブロックの敷設又は音声その他誘導設備													
		ア 2の傾斜路、6の階段の上端（廊下）		○		○		○		○					
		イ 2の傾斜路、6の階段の下端（廊下）		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		ウ 4(1)の主要な出入口等のうち1以上の戸の前後		○		○		○		○					
		エ 6の階段の踊場（段の上端）		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		オ エスカレーター等の端部等													
		(3) 傾斜路・廊下・階段の手すり端部に必要に応じ点字		○		○		○		○					
(4) 8の便所、10の客室の出入口に点字等															
(5) エスカレーターのかし板の区別しやすい色															
聴覚障害者等の円滑利用		(1) 文字情報表示設備の設置		♡		♡		♡		♡					
		(2) 文字表示設備の設置		○		○		○		○					
		(3) 難聴者の聴力を補う設備の設置		△		△		△		△					
		(4) 手話通訳者の配置		△		△		△		△					
休憩・授乳場所等		休憩、授乳場所等の設置		△		△		△		△					

別表2の4（公園）

集会場公会堂等		医療施設				福祉施設				商業施設						駐車場		
		病院診療所				一部児童福祉施設		その他福祉施設		公共事業所		金融機関		物販店、飲食店、サービス業店舗等				
第3章	第4章	第3章			第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	
全て	500㎡以上	無床500㎡未満	無床500㎡以上	有床	500㎡以上	全て	—	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	200～500㎡未満	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	2000㎡以上
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
♡		♡	♡	○		○		○		♡		♡		♡	♡		♡	
						○		○										
○		♡	♡	♡		○		○		♡		♡		♡	♡		♡	
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	♡	●
○		♡	○	○		○		○		○		○		♡	○		♡	
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
△		△	△	△		△		△		△		△		△	△		△	
○		♡	♡	○		○		○		○		○		♡	○		○	
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	♡	
○		♡	○	○		○		○		○		○		♡	○		♡	
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	♡	
○		♡	○	○		○		○		○		○		♡	○		♡	
♡		♡	♡	○		♡		♡		○		○		♡	♡		♡	
○		♡	♡	♡		○		○		♡		♡		♡	♡		♡	
△		♡	♡	♡		△		△		♡		♡		♡	♡		♡	
♡		♡	♡	△		△		△		♡		♡		♡	♡		♡	
△		△	△	△		△		△		△		△		△	△		△	

公共的施設（公共交通機関の施設を除く。）の項目適合表（●はバリアフリー法による移動等円滑化基準・

整備項目			対象施設	共同住宅						事務所	
			例示	寄宿舍		共同住宅				第3章	第4章
			第3章及び第4章の対象規模等	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章
網掛けは政令準拠、E V は別途要件あり				1000㎡以上	—	1000～2000㎡	—	2000㎡以上	2000㎡以上	1000㎡以上	—
敷地内通路	一般	(1)	ア 表面の滑りにくい仕上げ								
			イ 段の構造（手すり、識別しやすさ、つまづきにくさ）								
			ウ 傾斜路の構造（手すり、識別しやすさ）								
	主たる経路	(2)	ア 有効幅員140cm以上	○		○		●	●	○	
			イ 段を設けない、傾斜路の構造								
			ウ 傾斜路の構造（幅140cm以上、勾配1/12以下等）								
エ 戸の構造（ア 幅員 イ 構造、前後に水平面）											
		オ 排水溝の溝ふたの構造	○		○		○		○		
傾斜路（段の代替又は併設）	一般・主たる経路	(1)	有効幅員120cm以上	○		○		●	●	○	
			縦断勾配12分の1以下								
			高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置								
			両側側壁等	○		○		○		○	
			手すり設置								
			表面の滑りにくい仕上げ	○		○		●	●	○	
			前後の廊下等と識別しやすさ（明度差等）								
			傾斜路の端部の構造	○		○		○		○	
			再	傾斜路の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック	○		○		●	●	○
駐車場	区画	(1)	車いす使用者用区画の設置 1以上	♡		♡		●	●	♡	
			駐車区画の設置 100台超えの場合1/100以上	♡		♡		○		♡	
			幅350cm以上	♡		♡		●	●	♡	
			居室に近い場所に設置								
出入口等	主要な出入口	(1)	ア 有効幅員90cm以上	○		○		●	●	○	
			イ 段を設けない								
			ウ 戸の構造（通過しやすい構造、前後に水平面）								
	その他	(2)	エ 床面の滑りにくい仕上げ	○		○		○		○	
			①主たる経路を構成する(1)以外の出入口（有効幅員80cm以上、(1)イ～ウ適合）	○		○		●	●	○	
			②屋外もしくは駐車場へ通ずる(1)以外の出入口	○		○		○		○	
		①②ともに(1)エ適合（床面仕上げ）									
廊下	一般	(1)	床面の滑りにくい仕上げ								
			再 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック	○		○		●	●	○	
	主たる経路	(2)	ア 有効幅員120cm以上								
			イ 段を設けない								
			ウ 50m以内ごとに車いすの転回可能箇所								
			エ 手すり設置	♡		♡		♡		♡	
		オ 戸の構造（通過しやすい構造、前後に水平面）	○		○		●	●	○		
階段	一般	(1)	回り段としない								
			つまづきにくい構造								
			手すり設置（踊場含む）	○		○		●	●	○	
			表面の滑りにくい仕上げ								
			段の識別しやすさ（明度差等）								
			再 段部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック								
エレベーター	住宅・事務所、工場は4階以上、共同	(1)	ア かご・昇降路入口有効幅員80cm以上	○		○		●	●	○	
			イ かご幅140cm×奥行き135cm以上、車いす回転可	♡		♡				♡	
			ウ 戸の構造、開閉時間制御	○		○		○		○	
			エ かが内到手すり、鏡設置								
			オ かが内・ロビーに利用しやすい制御装置								
			カ 制御装置への点字等付設								
			キ かが内に停止予定階等表示装置								
			ク 停止予定階・出入口閉鎖の音声案内装置	○		○		●	●	○	
			ケ 乗降ロビーにかがの昇降方向表示装置								
			コ かが又はロビーに昇降方向音声案内装置								
サ 乗降ロビーは水平、150×150cm以上											

整備項目		対象施設		共同住宅						事務所	
		例示		寄宿舎		共同住宅					
		第3章及び第4章の対象規模等		第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章
網掛けは政令準拠、E V は別途要件あり				1000㎡以上	—	1000～2000㎡	—	2000㎡以上	2000㎡以上	1000㎡以上	—
便所	みんなのトイレ 以外のトイレ	(1)	みんなのトイレを1以上設置(基準A～C)	○		○		●	●	○	
			政令の車いす使用者用便房及びオストメイト対応便房を1以上配置								
		ア	出入口有効幅員								
		イ	戸の構造	○		○		○		○	
		ウ	床面仕上げ								
		エ	腰掛便座、4(2)の出入口								
		カ	男子用小便器の構造	○		○		●	●	○	
浴室、シャワー室			1以上設置								
	(1)		出入口の構造								
	(2)		浴槽、シャワー、手すり等の配置	♡		♡		♡		♡	
	(3)		車いす使用者用空間確保								
客室			1以上設置								
			100超えの場合1/100以上								
	(1)		出入口の構造								
	(2)～(6)		床面仕上げ、手すり、空間、ベッドの高さ								
	(6)		便所の構造								
	(7)		浴室、シャワー室の構造								
	客席・舞台	(1)		2席以上設置(500席以上では1/200以上)							
ア			1席あたりの寸法、床面仕上げ、通路の構造	♡		♡		♡		♡	
標識・案内設備	(1)		駐車区画、E V、便所に標識の設置								
	(2)		施設に案内板を設置	♡		♡		●	●	♡	
	(3)		E V、便所の配置を示す案内板の設置								
設備導	(1)		非常口の構造	○		○		○		○	
	(2)		非常口等の点滅灯設置	△		△		△		△	
	(3)		一斉放送設備の設置								
カウンター等	(1)		カウンター等の構造	♡		♡		♡		○	
	(2)		公衆電話等の構造								
視覚障害者の円滑利用	(1)		道等から12の案内設備等への経路の整備								
			誘導用ブロックの敷設又は音声その他誘導設備					♡			
			敷地内通路への点状ブロックの付設	♡		♡		○		♡	
			点状ブロックの敷設又は音声その他誘導設備					○		○※	
	(2)		2の傾斜路、6の階段の上端(廊下)	♡		♡		♡		♡	
	ア		2の傾斜路、6の階段の下端(廊下)	♡		♡		♡		♡	
	ウ		2の傾斜路の踊場(傾斜の上端)	♡		♡		♡		♡	
			4(1)の主要な出入口等のうち1以上の戸の前後	♡		♡		♡		♡	
			6の階段の踊場(段の上端)	♡		♡		○		♡	
	オ		エスカレーター等の端部等	♡		♡		♡		♡	
(3)		傾斜路・廊下・階段の手すり端部に必要に応じ点字									
(4)		8の便所、10の客室の出入口に点字等	○		○		○		○		
(5)		エスカレーターのかし板の区別しやすい色									
聴覚障害者等の円滑利用	(1)		文字情報表示設備の設置	♡		♡		♡		♡	
	(2)		文字表示設備の設置	♡		♡		♡		♡	
	(3)		聴覚者の聴力を補う設備の設置	♡		♡		♡		♡	
	(4)		手話通訳者の配置	♡		♡		♡		♡	
休憩・授乳場所等			休憩、授乳場所等の設置	△		△		△		△	

※:6の階段の上端(廊下)に限る。

